

令和7年度

歳末たすけあい運動



※昨年度の街頭募金の様子（協力：喜楽里すみだ工房）

つながり ささえあう みんなの地域づくり

2025年 12月1日(月)～12月26日(金)

毎年12月に「共同募金運動」の一環として実施しています。

お寄せいただいた募金は、共同募金会を通じて墨田区内の福祉活動を推進するために役立てられます。

～みんなで作る ひとつつながる 支えあいのまちすみだ～

社会福祉法人 墨田区社会福祉協議会

●墨田区社会福祉協議会

墨田区東向島二丁目17番14号

すみだボランティアセンター1階

TEL 03-5655-8361

●すみだボランティアセンター分館

墨田区緑四丁目4番12号

メゾンパール錦糸町1階

TEL 03-5638-0510



詳しくは当協議会のホームページをご確認ください。 URL <https://www.sumida-shakyo.or.jp>

お寄せいただいた募金はこのように活用させていただきます

地域福祉活動費

- ・助成金
 - ①町会・自治会の地域福祉活動
 - ②小地域福祉活動・ふれあいサロン
 - ③福祉施設・団体
- ・おもちゃサロンの運営
- ・杖の贈呈事業
- ・ボランティア支援事業

在宅重度障害者見舞金

在宅で生活されている、20歳未満の重度障害者に対する見舞金

事務費

ポスターやチラシの印刷費、郵送費や振込手数料など

募金方法

振込による送金

振込用紙によるお振込みをご希望の方は、当協議会までご連絡ください。振込用紙をお送りいたします。
※ゆうちょ銀行の振込手数料については、窓口において所定の振込用紙で支払う場合のみ無料になります。
ATMでのお振込みは手数料が発生しますのでご注意ください。

社会福祉協議会窓口での受付

募金期間中に直接お持ちください。
[受付時間] 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)

墨田区役所での受付

募金期間中に地域活動推進課(庁舎14階)までお持ちください。

募金箱への募金

区内各所に募金箱を設置させていただいております。
設置場所については、当協議会のホームページをご確認ください。



運転ボランティア
(ハンディキャブ)の様子

寄付金の税制上の優遇措置について

募金をしていただいた方は、赤い羽根共同募金や日本赤十字社など他の寄附金控除対象の寄附金・募金を合算した金額により、確定申告時において**所得税の寄附金控除、寄附金税額控除および住民税の寄附金税額控除の対象**となります。税制上の優遇措置を受けることを希望される場合は、墨田区社会福祉協議会にご連絡ください。

※株式会社など法人からの募金は、法人税の算出にあたり寄附額を「全額損金」とすることができます。

※税制上の優遇措置の詳しい内容については、東京都共同募金会までお問合せください。

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会

〒162-8953 新宿区神楽河岸1-1

TEL03-3268-7186

社会福祉法人 東京都共同募金会

〒169-0072 新宿区大久保3-10-1

TEL03-5292-3181